

クリスマスおめでとうございます

福島で被災され、今もなお自宅に帰ることのできない先の見えない状況の中で日々を送っておられる方に、「救い主の誕生おめでとうございます」と、なんのわけかまりもなく「クリスマスおめでとうございます！」といたい。「福音」、今この福島で出会うこの人にとっての「よきおとづれ」は何なのかを考えると、安易に「おめでとう！」といえない。今、ここで生きている、この人にとっての救いは何なのかを、クリスマスを前にあらためて問い直している。



放射線相談室

東京電力福島第一原発事故によって放射線への不安が住民の中にまだ根強く存在している。事故当時の混乱の中で、さまざまな情報が飛び交い、初めて耳にする「シーベルト」だの「ベクレル」だのわけのわからない中で、危ないという話が先行し、その時のままで止まっている人も多々ある。正しい知識を得て、正しく恐れ、正しく安心するにも、正しい知識を学ぶ必要を痛感している。

そういう状況の中で、広野町は町役場の中に「広野町放射線相談室」を開設して常勤の相談員を置いた。そこでは、放射線に関する様々な不安の相談が出来る。また、放射線ばかりではなく、常勤者が看護師であることから、出産や健康全般の相談相手にもなりうる。

事故から3年9か月、福島の状況は2011年3月とは著しく変わってきている。広野町がこのような相談室を設けたのは、確かに多くの住民が安心して広野町に戻ってきてほしいからであることは否めない。戻るか戻らないか、いずれの決断を町民がしたとしても、放射能、放射線に対する正しい知識を持って決断をして欲しいと望まれている。常勤として相談員を務める女性は、自身も二人の子どもを持ち、避難生活を体験しているので、町に戻ることに迷いを持つ母親の気持ちは体験者としてよくわかっている。子どものいのちを守り、育む母としての目線で相談に望んでいる。

福島の高校生の活躍

福島の高校生は今、福島の復興のために大活躍！

「高校生が新技術開発」

可燃ごみを燃やすと焼却飛灰から放射性セシウムが舞い上がる。そのセシウムを90～95%除去する技術を開発した福島高専などが発表したと福島民報は11月5日付けで報道した。原発事故後、住民は放射性物質に対してとても神経質に、そして不安に駆られている。そのために放射性物質の処分は進んでいないのが現実だ。高校生たちの新技術によると、放射性セシウム濃度が1キロ当たり5100ベクレルの飛灰を処理し、同309ベクレルまで減少させられるという。

「魔法の水」で魚のストレス解消 養殖事業に光をもたらした高校生

福島市の高校生が海水魚と淡水魚と一緒に生息できる「魔法の水」といわれる「好適環境水」が魚のストレスを解消し、酸素消費量を減少させ、魚が早く育つという事を実証したと「福島民報」が11月1日付けに掲載していた。この実証は国内で初めての実証で、土湯温泉がこの実証結果を基に事業の検討にはいった。土湯温泉では地熱を利用したバイナリー発電事業を進めていて、それと養殖事業を抱き合わせての事業を検討している。復興に弾みがつくことを願っている。が、実現に向けての課題は多い。

低線量放射線の影響と食の重要性

11月10日福島市AOZ（アオウゼ）で福島市が安全安心講座を開催した。講師はルイ・パストゥール医学研究センター基礎研究部インターフェロン・生体防御研究室室長の宇野賀津子先生だった。

低線量放射線の影響の混乱の原因が何だったのか。放射線による遺伝子障害とその修復システム。

DNAが受ける放射線の作用。世界の放射線量。食生活など、今福島で生きていくときに正しく理解しておく必要のあることがわかりやすく説明された。

除染作業

福島市野田町。私たちの住んでいる町は今、建物の除染が順番に行われている。まず、建物の線量を調査し、その写真と線量を記録していく。高圧洗浄機で除染をする前に、建物の周りに足場を組み、隣家に汚染水が漏れないように養生をする。そして、屋根から、特に樋、外壁と洗浄していく。塀も除染した。「福島デスク」も建物の除染が先日完了した。残るのは、庭（地面）。除染水が飛び散らないように、ビニールシートでカバーしながらの除染だが、このシートは作業員が持っている。

この人はどうなるのだろうか？私の頭の中を？マークが飛び回った。この光景を毎日目のあたりにすることになれてはいけないと思っている。今日は朝の7時前からの作業に出会った。作業員の丁寧な態度にも・・・除染を写真パネルで展示している富岡町に出来た「除染の駅 ほっとステーション」での担当者の話と表情を思い出した。「大変な仕事ですね。ありがとうございます」といった言葉にたいして、「そうやっていただけると、作業員もこんなに喜びでしょう。伝えます。」と涙ぐまれ、「遅いとか、責められる方が多いんです」と。



学校の汚染土

県内の小中学校、幼稚園などで保管している特措法施行以前に行われた除染の廃棄物は、中間貯蔵施設へは搬入しないと環境省の対応に大きな疑問が浮かんだ。対応を検討した結果、環境省は学校の汚染土を中間貯蔵施設への搬入することに決定した。

常識と遵法一点張りの間の乖離、「律法は人のためにあり、人は律法のためではない」との言葉が彷彿とする毎日である。